

公益社団法人川崎西法人会 役員等の選任及び退任に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人川崎西法人会（以下「本会」という）の定款第 19 条の規定に基づき、役員、委員の選任及び退任の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第 2 条 この規程は、本会の理事、監事（以下「役員等」という）について適用する。
2 支部及び部会の役員については、別に定める。

(選任基準)

第 3 条 理事（専務理事を除く）及び監事並びに委員は、原則として会員企業の代表権を有する役員（表見代表取締役を含む）である者とする。
ただし、法人会の役員に就任後、当該企業の代表権を有する役員を退いた場合においても、引き続き顧問・相談役等に就任し、かつ法人会活動に関して当該企業を代表すると認められる者については、この限りでない。

2 理事のうち少なくとも一人以上は外部理事とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 15 号並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 4 条に掲げる者とする。また、監事についても少なくとも一人以上は外部監事とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 16 号並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 5 条に掲げる者とする。

(退任基準)

第 4 条 理事（専務理事を除く）及び監事並びに委員の退任基準年齢は、満 75 歳とする。

2 専務理事の退任基準年齢は、満 65 歳とする。

ただし、会長が特に必要と認めた場合には、理事会の承認を得て任期を延長することができる。

3 退任基準年齢の判定日は、それぞれ改選が行われる年の 3 月 31 日とする。

4 任期中に退任基準年齢に達した場合は、その任期満了まで在任するものとする。

(改 廃)

第 5 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

2. 平成 25 年 4 月 1 日から一部改正施行する。（組織変更）

3. 令和 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。（第 3 条 2 項追加）